

## 社会貢献度の評価に関するQ & A

### 1 社会貢献度の評価全般

Q なぜカフェテリア方式を導入するのか？

A 社会的要請により、社会貢献度の評価項目が増えていくことが考えられるが、企業にそのすべてに取り組んでもらうことは過度の負担を強いることに繋がる恐れがあります。さらに、これからは建設業における喫緊の課題である「扱い手の確保」のための施策にシフトをしていく方針であり、その項目に取り組んでいくには、これまで以上に企業への負担が増すこととなります。

このため、社会貢献度にかかる評価の負担を軽減し、企業の社会貢献に関する取組方針により選択が可能となるカフェテリア方式を導入します。

Q カフェテリア方式にすることにより、これまで取り組んでいた項目（ISOなど）を取りやめる企業が出てくるかもしれないが、いいのか？

A カフェテリア方式になることで、企業の取組方針により取得する項目を選択することができます。これまで過度な負担となっていた項目を選択から外し、軽減された経営資源を少しでも「扱い手の確保」のための施策へ回していただきたいと考えています。

これを機に、個々の企業によって現在項目を満たすために過度の負担となっている項目については、とりやめるところもあると考えられますが、やむを得ないと考えています。

Q なぜ、インターンシップのWEB登録や現場見学会等が社会貢献となるか？

A 「インターンシップのWEB登録」

インターンシップにより「働くということ」を学生が正しく理解することは、重要な教育支援活動です。また、入社前に学生に働いてもらうことで、企業と学生のミスマッチを防ぐことにもなり、加えて学校側は学生からのフィードバックにより教育プログラムの見直しも可能となることから、インターンシップのWEB登録を行うことは企業の社会貢献に繋がるものと考えています。

A 「現場見学会等の開催」

工事現場という普段入ることのできない場所で工事の内容を見学し理解することや、出前授業で実際に建設業に携わる人の生の話を聞くこと等、通常の授業では得られない特別な体験を生徒に与え見識を広めてもらうことは、企業の社会貢献に繋がるものと考えています。

## 2 現場見学会の開催実績

Q 評価の対象となる現場見学会等とは？

A 評価の対象となる現場見学会等は下表のとおりです。

	現場見学会	出前講座	実習授業
開催目的	社会に貢献する建設業の役割の理解や次世代を支える若者たちの建設業への興味や関心を高めること目的に、授業の一環として開催		
対象となる教育機関	三重県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校および高等専門学校	三重県内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校および高等専門学校	三重県内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校および高等専門学校
対象規模	10名以上 ただし、10名以上の参加が見込めない場合（小規模な学校や学校側との調整の結果）は、参加者が10名未満でも評価します		
対象期間	過去5年から当該工事の入札公告日まで		
対象工事	当該工事の入札に参加する者が、単独又は共同企業体構成員として受注した三重県内の工事（官民の別は問いません）	—	—
評価条件	入札参加者が現場見学会会場となった工事の受注者（元請）であった場合	出前講座に入札参加者に所属する者が講師として参加した場合	実習授業に入札参加者に所属する者が講師として参加した場合
申告に必要な資料	下記資料の写しを提出してください。 • 工事名、開催日時、企業名、対象とした教育機関及び教育機関からの参加人数がわかる資料 • 現場見学会で配布した説明資料 • 開催状況写真 • 参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかつたことがわかる資料 ※10名以上の参加が見込めなかつたと認められない場合は評価しません。	下記資料の写しを提出してください。 • 開催場所、開催日時、企業名、対象とした教育及び教育機関からの参加人数がわかる資料 • 出前講座で配布した説明資料 • 開催状況写真 • 参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかつたことがわかる資料 ※10名以上の参加が見込めなかつたと認められない場合は評価しません。	下記資料の写しを提出してください。 • 開催場所、開催日時、企業名、対象とした教育及び教育機関からの参加人数がわかる資料 • 実習授業で配布した説明資料 • 開催状況写真 • 参加者が10名に満たない場合は、10名以上の参加が見込めなかつたことがわかる資料 ※10名以上の参加が見込めなかつたと認められない場合は評価しません。

Q 授業の一環とはどういう場合のことか？

A 学校の授業の1つと位置付けられて行われるものです。

始業前や放課後ではなく、授業中の時間に行われるものを対象と考えています。

Q なぜ、授業の一環ではないとダメなのか？

A 社会貢献の一つとして項目を設定していることから教育機関と連携した取組を評価するため、授業の一環として行われたものを対象としています。

Q 現場見学会等の対象となる「小学校、中学校、高等学校等」の等とは？

A 中等教育学校、特別支援学校および高等専門学校です。

Q なぜ、10名以上なのか？

A 現場見学会等については、授業の一環として行われたものを対象と考えていることから、学年単位やクラス単位で行われることを想定しており、過去の開催実績から10名以上を対象としています。ただし、これまでに行われた現場見学会の実績から学校の規模によっては、少人数での開催となる場合がありますので、小規模な学校や学校側との調整の結果、10名未満の参加となった場合も評価対象とします。

Q 小規模な学校とは？

A 全学年の生徒が参加しても10名に満たない学校をいいます。

Q 1学年では10名に満たないが、2学年や全学年では10名を超える学校に対して1学年のみで現場見学会等を開催した場合は評価の対象とするのか。

A 10名以上の参加を対象としているため、1学年で10名に満たない場合は複数の学年により10名以上参加した場合に評価の対象となります。ただし、学校側との調整の結果、10名未満の参加となった場合には評価対象とします。その場合、10名以上の参加が見込めなかつたことがわかる資料を求めます。

Q 社員の子ども達や、現場の近所の自治会の子ども達に募集をかけて現場見学会を実施した場合は評価の対象となるか？

A 授業の一環として行われたものでないため、評価の対象としません。

Q 現場の近所の学童保育の子ども達に募集をかけて現場見学会を実施した場合は評価の対象となるか？

A 学童保育は放課後の時間に小学生を受け入れている施設であり、授業の一環として行われたものでないため、評価の対象としません。

Q 民間工事を対象に行った現場見学会は評価の対象となるのか？

A 小学校、中学校、高等学校等の教育機関の生徒に向けて授業の一環として行われて、開催規模の条件を満たしたものであれば、評価の対象とします。

Q これまで小中学校対象の現場見学会を、建設・流域下水道事務所と建設業協会支部と共に催で行ってきたが、評価の対象となるのは協会加盟企業全てとなるのか？

A 現場見学会の会場となった工事の受注者（元請）のみ実績を評価します。

Q 現場見学会を2つの隣接する現場で協力して開催した場合はどう評価されるのか。

A 2つの工事の元請それぞれを評価します。

Q ある学校で開催した出前講座で、複数の企業の社員が交代しながら講義を実施した場合は？

A 講師となった社員の所属する企業全てが評価対象となります。

Q 現場見学会等の評価が過去5年間となる理由は？

A 現場見学会等の実績が少ないとから5年間としています。

### 3 インターンシップのWeb登録

Q 職場体験の内容として、現場作業に限るのか事務系の仕事でもよいのか？

A 職場体験の内容については、特に限定はしていません。

### 4 不当要求防止責任者講習の受講

Q 不当要求防止責任者として任命された者が転職で別の会社に移った場合、転職先で改めて不当要求防止責任者講習を受講しなければならないのか？

A 転職した先でも不当要求防止責任者として任命された場合、新たに講習を受ける必要はありません。

Q 転職者が以前の会社で不当要求防止責任者として任命されていたが、転職先でも責任者として任命された場合どうなるのか？

A 転職した先でも不当要求防止責任者として任命された場合、新たに講習を受ける必要はありませんが、不当要求防止責任者講習受講修了書に記載された事業所名称と現在所属の名称が異なることとなりますので、入札参加者が講習受講者を不当要求防止責任者として選任していることを証する書面（任意様式）を併せて提出してもらいます。